

令和3年度 地域型住宅グリーン化事業 ＜事業の概要等＞について

地域型住宅グリーン化事業実施支援室

注意事項

- ◆ 本資料、説明動画は手続きの概要及び留意点等を説明したものです。
令和3年度地域型住宅グリーン化事業Web説明動画配信ホームページ
➤ 長寿命型等実施支援室 又は 高度省エネ型等実施支援室 の
ホームページからアクセスしてください。
※視聴にはグループ事務局にお知らせしたID、パスワードが必要です。
- ◆ 補助の要件、手続き等については、**交付申請等手続きマニュアルや交付規程等を必ずよく確認**いただいた上で手続きを行ってください。
- ◆ **これらに基づかずに事業を実施した場合には、補助金が交付されない、または交付決定を取り消す場合があります**のでご注意ください。
- ◆ 本事業の**最新の情報は次のホームページ、グループ事務局ツールにてお知らせ**しますので、適宜ご確認ください。
 - ・ 地域型住宅グリーン化事業評価事務局ホームページ
<http://chiiki-grn.jp/>
 - ・ 長寿命型等実施支援室ホームページ
<http://www.chiiki-grn-chojyu.jp/index.html>
 - ・ 高度省エネ型等実施支援室ホームページ
<https://www.kkj.or.jp/chiiki-grn-koudo/index.html>

グループ代表・グループ事務局の皆様へ

- ◆ グループの取り組み、共通ルールはグループ内で共有してください。
- ◆ 募集要領、交付要綱、交付規程及び交付申請手続きマニュアルの内容を理解し、施工事業者と建築主（買主）と遵守しなければならない事項、手続きの方法等を共有してください。
- ◆ グループは施工事業者から申請代理人として委任を受けて対応していただきます。
- ◆ 交付申請、完了実績報告の内容を確認し、グループの共通ルールに適合していること、申請内容に不備が無いことを確認してから、登録・申請をおこなってください。
- ◆ 交付申請手続において、実施支援室から質疑があった際は、速やかに対応してください。質疑の内容が分からない場合は、グループから実施支援室に問い合わせしてください。
- ◆ 事業実施中は、評価事務局や実施支援室からのお知らせを施工事業者と共有してください。
- ◆ 交付申請手続きに先立ち、グループにはマニュアル遵守等の重要事項に関して誓約していただきます。誓約がなされない場合は、交付申請ツールによる申請が行えませんのでご留意ください。

令和2年度事業からの主な変更点①

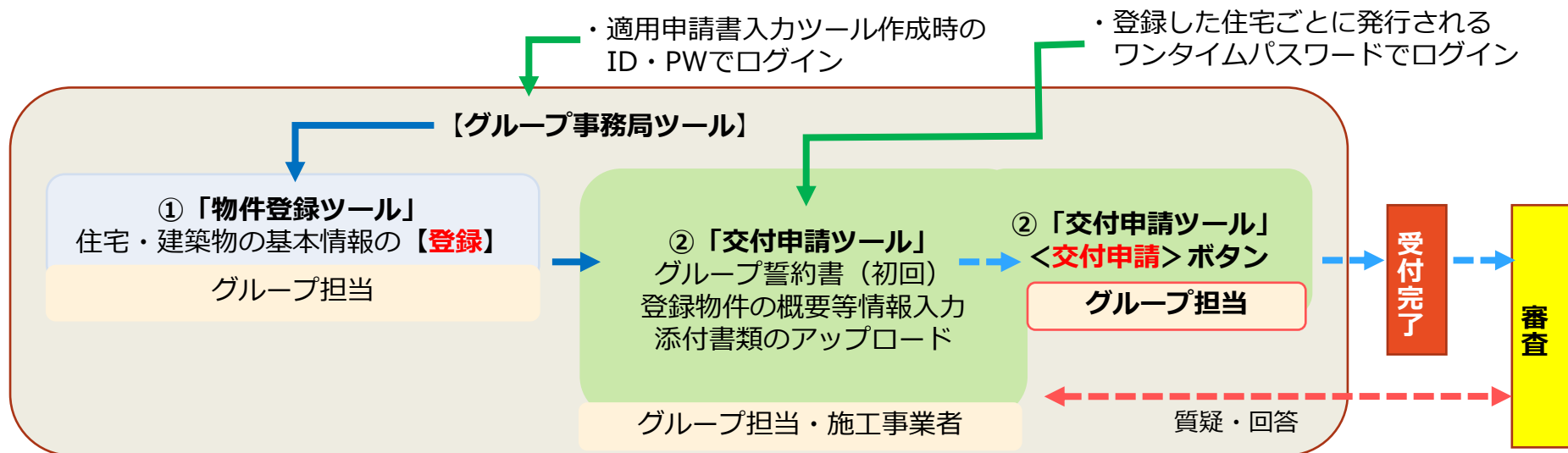
<申請方式等>

- ◆ 申請方式を変更します。

紙媒体による書類の提出からすべての手続きを支援室がWebサイト上で提供する申請報告ツールを用いて、電子申請方式で行っていただきます。

電子申請でご入力いただく情報、アップロード資料等の個人情報や支援室が提供する申請報告ツール上でデータとして保管されます。従って、グループ事務局及び申請事業者が電子申請で使用するパソコン等の端末のログインパスワード、及び、ツールへのログインID、パスワード等は、適切に管理してください。グループ内端末からの情報漏洩については、支援室は一切の責任を負わないものとします。

ー 申請情報登録～交付申請（申請受付）までの流れ ー



※電子申請システムのご利用方法等につきましては、別途、実施支援室のホームページ等でご案内します。

令和2年度事業からの主な変更点②

<各型・上限額等>

◆ 長寿命型

- 「省エネ強化加算」を新設します。長期優良住宅の認定を取得し、かつ、BEIが0.8以下の場合、1戸あたりの補助上限額を30万円引き上げます。

◆ ゼロ・エネルギー住宅型

- 住宅の建設地が寒冷地（地域区分1又は2）、低日射地域（日射地域区分A1又はA2）、多雪地域（垂直積雪量100cm以上）の場合、Nearly ZEHでの申請を可能とします。

◆ 高度省エネ型に係る変更

- 「未経験工務店と経験工務店の区分の廃止」及び、「1戸あたり上限額を70万円に引き下げ」をします。

◆ 施工事業者1社が受けられる補助金上限額に係る変更

- 三世代同居加算の適用を受ける住宅を建てる場合及び、被災地※に存する施工事業者の場合に適用される上限額の緩和措置は廃止します。
- 1事業者あたりの補助金上限額は、長寿命型とゼロ・エネルギー住宅型は、令和2年度の三世代同居加算の適用を受ける住宅を建てる場合に相当する額に引上げ、また高度省エネ型は引き下げます。

※「被災地に存する施工事業者」の定義は廃止しました。

令和2年度事業からの主な変更点③

<加算・建設地の制限等>

◆ 各種加算メニューに関する変更

- 30万円を上限に補助金額を加算する「若者・子育て世帯加算」を新設します。
また、「地域材加算」、「三世代同居加算」、「若者・子育て世帯加算」の併用は不可とします。

◆ 建設地に係る制限

- 住宅が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく「**土砂災害特別警戒区域**」に掛かっている場合は、補助対象とすることは出来ません。

◆ 事業完了について

- 完了実績報告の提出の要件となる「事業完了」の時期を見直しました。
契約形態に応じて以下のとおりです。

◎ 請負契約の場合

対象住宅・対象建築物の工事が完成し、契約に基づく工事費全額が精算された時点。

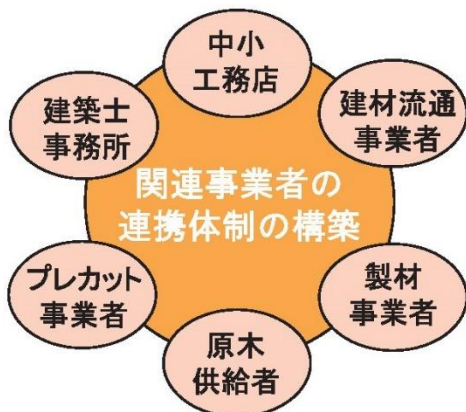
◎ 売買契約の場合

対象住宅の工事が完成し、売買契約の締結、契約に基づく費用全額が精算された時点。

※前頁と上記は主な変更点の概要です。詳しい内容は必ずマニュアルで確認してください。

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いて省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備、住宅の省エネ改修の促進を図るとともに、若者・子育て世帯に対して支援を行う。

グループの構築



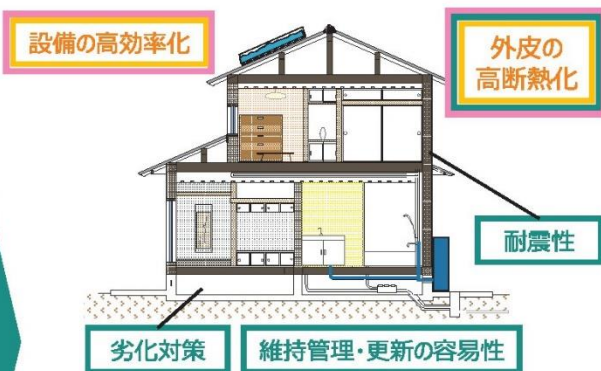
共通ルールの設定

- ・地域型住宅の規格・仕様
- ・資材の供給・加工・利用
- ・積算、施工方法
- ・維持管理方法
- ・その他、グループの取組

地域型住宅・建築物の整備

補助対象（住宅）のイメージ

※ 住宅の新築について、土砂災害特別警戒区域は補助対象外。



<住宅の新築における加算措置>

- ①地域材加算
主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用する場合、20万円/戸を限度に補助額を加算
 - ②三世帯同居加算
玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合、30万円/戸を限度に補助額を加算
 - ③若者・子育て世帯加算
40歳未満の世帯又は18歳未満の子を有する世帯の場合、30万円/戸を限度に補助額を加算
- ※①～③の併用は不可。

補助対象（建築物）のイメージ



長寿命型

長期優良住宅

- 補助限度額 **110万円/戸**
- ※ 1次エネルギー消費量が省エネ基準△20%となる場合、30万円/戸補助限度額を引き上げ
 - ※ 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額100万円/戸

高度省エネ型

- 補助限度額 **70万円/戸**
- 認定低炭素住宅 又は
性能向上計画認定住宅

ゼロエネ住宅型

- 補助限度額 **140万円/戸**
- ゼロ・エネルギー住宅
- ※ 寒冷地、低日射地域、多雪地域に限り、Nearly ZEHを補助対象
 - ※ 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額125万円/戸

省エネ改修型

- 補助限度額 **50万円/戸**
- 省エネ性能が一定程度向上する断熱改修

優良建築物型

- 補助限度額 **1万円/m²（床面積）**
- 認定低炭素建築物など一定の良質な建築物

<事業概要>

共通事項

全ての型の共通事項

長寿命型

長寿命型

ゼロエネ住宅型

ゼロ・エネルギー住宅型

高度省エネ型

高度省エネ型

省エネ改修型

省エネ改修型

優良建築物型

優良建築物型

◆ 次の全ての要件を満たす木造住宅

1. 主要構造部が木造であること
2. グループの共通ルール等に則し、グループ構成員の中小住宅生産者により供給される新築の住宅であること（ゼロ・エネルギー住宅は戸建住宅とし、改修も対象）
3. 事業の種類に応じた次の要件を満たすこと

長寿命型	長期優良住宅の認定を受けたもの
ゼロ・エネルギー住宅型	①一次エネルギー消費量が正味（ネット）で概ねゼロとなる住宅であるもの ②ZEHの外皮強化基準値以下の性能を有するもの
高度省エネ型 （認定低炭素住宅）	低炭素住宅の認定を受けたもの
高度省エネ型 （性能向上計画認定住宅）	性能向上計画の認定を受けたもの

4. 対象住宅に係る事業者のうち設計者、施工管理者、大工技能者の何れか1人が、住宅省エネルギー技術講習会の修了者、または本事業で定める令和3年度に実施する講習会等の受講者であること
5. 採択通知の日付以降に着工（改修は改修工事の開始）すること
6. 主要構造部に用いる木材はグループが定める地域材を使用すること

採択通知の日付より前に着工していないことを確認します。
次の書類から一つを交付申請時に提出していただきます。

- ・採択日以降に採択番号を写し込んで撮影した敷地写真
- ・採択日以降に交付された確認済証の写し
- ・採択日以降に認定申請した認定書等の写し（ゼロエネ住宅除く）

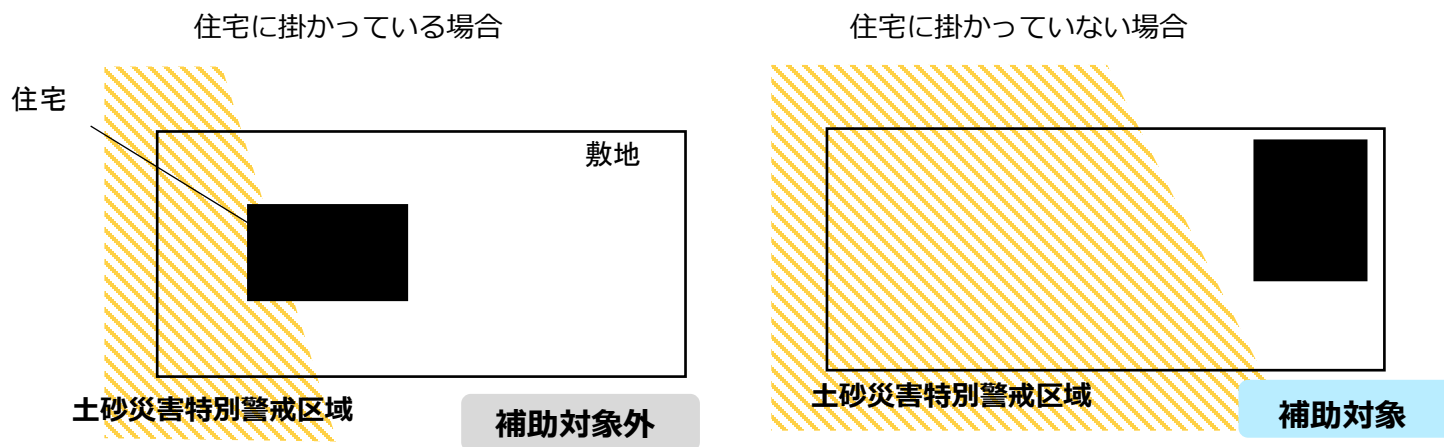
※詳しくは、マニュアル第1章2.2.1参照

7. 住宅が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」に掛かる場合は、補助対象となりません。

※区域の指定の有無については、建設地の地方公共団体にお問い合わせください。

※優良建築物型及び省エネ改修型では、この制限は設けません。

＜土砂災害特別警戒区域における住宅の取り扱い＞



8. 契約形態に係る制限

・ 施工事業者の制限

施工事業者は、補助対象となる住宅の工事を元請けとなること。

建築主が複数の専門事業者へ直接発注する方式（直営）で建設する住宅は、補助対象外です。

・ ゼロ・エネルギー住宅型・高度省エネ型における制限

外皮計算、一次エネルギー消費量計算に寄与する工事は、原則、元請の施工事業者が工事を行う必要があります。ただし、太陽光発電設備は補助対象外の工事であるため、施工者について制限はありません。

※詳しくは、マニュアル第1章2.2.1参照

事業概要～補助額の上限①

長寿命型

ゼロエネ住宅型

高度省エネ型

- ◆ 長寿命型、ゼロ・エネルギー住宅型の1戸当たりの補助額の上限は、補助金の活用実績や活用する配分枠（実施枠）によります。

事業の種類	補助金活用の実績 ※1	補助額の上限	補助額の算定方法	
長寿命型	長期優良住宅 の活用実績の合計 未経験工務店	～3戸	110万円/戸 未経験枠の上限	①補助対象経費×1/10以内 ②補助額の上限 →①②の低い額 ※2
		4戸～	100万円/戸 制限なし枠の上限	
ゼロ・エネルギー住宅※3型	ゼロ・エネルギー住宅 の活用実績の合計 未経験工務店	～3戸	140万円/戸 未経験枠の上限	①補助対象経費×1/10以内 ②補助額の上限 →①②の低い額 ※2
		4戸～	125万円/戸 制限なし枠の上限	
高度省エネ型	未経験・経験区分廃止	70万円/戸 (上限)	①補助対象経費×1/10以内 ②補助額の上限 →①②の低い額 ※2	
省エネ強化加算	長期優良住宅 の活用実績の合計 未経験工務店	～3戸	140万円/戸 未経験枠の上限	①補助対象経費×1/10以内 ②補助額の上限 →①②の低い額 ※2
		4戸～	130万円/戸 制限なし枠の上限	

※1 次のa)～g)の事業が対象。a)～g)は実績、h) i)は交付申請で判断。(取下げ等があっても申請戸数に含む)

- a)平成27年度地域型住宅グリーン化事業、 b)平成27年度地域型住宅グリーン化事業(補正)
- c)平成28年度地域型住宅グリーン化事業、 d)平成28年度地域型住宅グリーン化事業(補正)
- e)平成29年度地域型住宅グリーン化事業、 f)平成30年度地域型住宅グリーン化事業
- g)令和元年度地域型住宅グリーン化事業、 h)令和2年度地域型住宅グリーン化事業
- i)令和2年度地域型住宅グリーン化事業(補正)

※2 下限は50万円とし**5万円単位**で補助額を設定。
5万円ごとの端数は切り捨て。

※3 Nearly ZEHを含む。

～詳しくは、マニュアル第1章 2.3.1(1)参照

I期の個別の住宅に対する補助金は、採択されたグループに対して割り当てられた配分額をもとに、グループが構成員である施工事業者に補助額の上限内で割り当てます。

省エネ強化加算

※詳しくは、マニュアル第1章2.3.1(2)参照

◆ 評価機関による建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の評価が★★★★★（BEIの値0.8以下）の要件を満たす場合、30万円/戸を限度に予算の範囲内で補助額を加算

※ 長寿命型に限定しており、長期優良住宅の認定の取得も必要です。

※ BEIの値の算定方法 「設計一次エネルギー消費量（その他の一次エネルギー消費量を除く）」を「基準一次エネルギー消費量（その他の一次エネルギー消費量を除く）」で除して得た値とし、再生可能エネルギー等を除いたものです。

→ 太陽光発電やエネファームなどの創エネ設備のエネルギー利用効率化設備に係る削減効果を除きます。

※ 着工前に、予め一次エネルギー消費量計算を行い、BEIの値が0.8以下であることを確認してください。

※ BELS評価書の取得が必要で、完了実績報告時に提出していただきます。太陽光発電等がある場合には、これらを含め対象住宅の実態に沿った内容で評価書を取得してください。

完了実績報告前に、建築士によりBELS評価の内容のとおり住宅の工事が完了していることを現地確認し証明していただきます。

※ 1戸当たりの補助額の上限額に省エネ強化加算の額を加算した額が補助対象経費×1/10以内であること。
→ 加算後の未経験枠の上限140万円/戸、制限なし枠の上限130万円/戸

※ 事前枠付与方式では、グループの配分内で5万円単位で加算可能。

※ 先着順方式では、先着順方式の長寿命型の予算の範囲内で5万円単位で加算可能。

※ 地域材加算、三世帯同居加算、若者・子育て世帯加算の何れかの加算と併用可能。

地域材加算

※詳しくは、マニュアル第1章2.3.1(3)参照

- ◆ **主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用**する場合、**20万円/戸を限度**に予算の範囲内で補助額を加算

※ 過半とは、柱・梁・桁・土台に使用する木材の材積の合計値の50%以上を占めること

※ ゼロ・エネルギー住宅の改修においては、改修した部分の主要構造材の過半

※ 主要構造材に2次部材（母屋、垂木、大引、根太、間柱等）は含まれません。

※ 地域材とは、対象住宅に使用する木材が、適用申請書でグループ指定の認証制度等によるとともに、原木供給から中小住宅生産者等までグループ構成員により供給されるもの

※ 事前枠付与方式では、グループの**配分内で10万円単位**で加算可能。（10万円/戸 または 20万円/戸）

※ 先着順方式では、先着順方式の予算の範囲内で **1 施工事業者当たり3つの型ごとに1戸まで**加算可能。

（Ⅰ期先着順方式で申請した地域材加算の活用実績はⅡ期に引き継がれます。）

Ⅰ期Ⅱ期の先着順方式を通じて型毎に1戸まで。

三世代同居加算

- ◆ **調理室、浴室、便所または玄関のうち、いずれか2つ以上を対象住宅内に複数箇所設置**する場合、**30万円/戸を限度**に予算に範囲内で補助額を加算

※ ゼロ・エネルギー住宅の改修については、新設により要件を満たしたものが対象。

※ それぞれの要件は、マニュアルによる他、実施支援室のホームページに掲載しているので確認のこと。

※ 所定の数が設けられていても、計画によっては三世代同居対応住宅と認められない場合もあります。

※ 事前枠付与方式では、グループの**配分内で10万円単位**で加算可能。（10万円/戸、20万円/戸または30万円/戸）

※ 先着順方式では、先着順方式の予算の範囲内で加算可能。（予算内であれば**戸数の上限なし**）

完了実績報告前に、**建築士により三世代同居対応住宅の要件に適合していることを現地確認し証明**していただきます。

※詳しくは、マニュアル第1章2.3.1(4)参照

若者・子育て世帯加算

※詳しくは、マニュアル第1章2.3.1(5)参照

◆ 補助対象の住宅の建築主40歳未満の場合、または、18歳未満の子供と同居している場合は、30万円/戸を限度予算の範囲内で補助金額を加算します。

※ 年度当初（令和3年4月1日）時点で40歳未満である場合を【若者】とします。

※ 【若者】は、建築主である請負契約上の発注者（または売買契約上の買主）が居住するものを対象とし、発注者（買主）が複数名の場合は、何れかの方が該当すれば対象となります。

※ 年度当初（令和3年4月1日）時点もしくは交付申請日時点で18歳未満の子供がいる場合を【子育て世帯】とします。

※ 「子育て世帯」は、建築主である請負契約上の発注者（または売買契約上の買主）と18歳未満の子供が同居する場合に対象とします。

※ 要件確認として交付申請時に対象者の確認書類を提出していただきます。

※ 売買契約による住宅は、交付申請時点で若者または子育て世帯に該当する買主が決まっている場合に対象。売買契約の締結前でも構いませんが、買主を変更することはできません。

※ 賃貸住宅や法人・団体等が発注者（買主）の場合は、若者・子育て世帯加算の対象外です。

※ 事前枠付与方式では、グループの配分内で10万円単位で加算可能。

(10万円/戸、20万円/戸または30万円/戸)

※ 先着順方式では、先着順方式の予算の範囲内で加算可能。（予算内であれば戸数の上限なし）

▲事前付与方式、先着順方式ともに【地域材加算】、【三世帯同居加算】、【若者・子育て加算】の併用はできません。1住戸につき、何れか1つの加算となります。

- ◆ 地域材とは、次の全てを満たす木材・木材製品
 - ① 都道府県により産地が証明される制度等により認証されたものであること
 - ② ①による認証制度等は、グループが適用申請書で定めたものであること
 - ③ 原木供給者から対象住宅・建築物に納品されるまで、グループ構成員により供給されたものであること
- ◆ 地域材を証明するグループ構成員は、認証制度等において、必要かつ有効な登録・認定等を受けた事業者により供給される必要があります。認証制度等の要求を事前に確認してください。
- ◆ 対象住宅・建築物に使用した地域材の使用量・割合を完了実績報告時に確認します。
- ◆ 更に、地域材加算を受けた対象住宅については、地域材の供給に係わった構成員、証明等を確認します。
- ◆ 木材を供給する際は、使用する木材が地域材であるか、グループの共通ルールを満たしているか、地域材加算を受ける住宅は主要構造材の過半に地域材を使用しているかを十分に確認してください。
- ◆ 所定量の地域材を使用していることが確認できない場合は、地域材加算分の減額や補助金が支払われませんのでご注意ください。
- ◆ 完了実績報告で必要となる書類（[手続編参照](#)）は、不足が無いよう整理してください。

※詳しくは、マニュアル第1章 3.6参照

- ◆ 調理室、浴室、便所または玄関のうち、いずれか2つ以上を対象住宅内に複数箇所設置するもの
- ◆ 対象とする設備等の概要は次のとおり
 - 調理室・・・①給排水設備と接続されたキッチン用水栓及びキッチン用シンクが設置されていること
 - ②コンロ又はIHクッキングヒーターが設置されていること
(ガス栓又はIH専用コンセントを設けた、シンク上面と同程度の高さで平らな専用スペースでも可)
 - ③キッチン用の換気設備
(建築基準法で定める換気量とし、IHでも150 m³/h 程度以上の換気量)
※ミニキッチンでも1箇所とします。ただし、他の調理室は一般的なシステムキッチンが設置されているものであること
 - 浴室・・・給排水設備及び給湯器に接続された浴槽又はシャワーがあり、防水の措置がされていること
(シャワーユニットでも可 → 他の浴室は浴槽を備えたものとし脱衣室の同一は不可)
 - 便所・・・給排水設備と接続された大便器があること。小便器のみでは不可。
(トイレと浴室が一体のユニットは、浴室、便所のそれぞれを1箇所と判断)
 - 玄関・・・玄関扉と室内土間（収納があり、それぞれの土間の面積が同等）があること
勝手口（調理室、車庫等に直接出入りするもの）や外側から施錠できない出入口は対象外
(玄関ホールがあること。幅は開き戸は800mm以上、引き違い等は1600mm以上。
扉が複数でも、内部が同一空間や動線が重複する場合は1カ所と判断)

判断に迷う場合は、予め図面を用意した上で個別に実施支援室までご相談ください。
図面による相談でない場合は、記録が残りません。

※詳しくは、マニュアル第1章 3.7
募集要領 別紙2（上記黒字）
実施支援室WEBサイト参照（上記青字）

事業概要～1社あたりの補助金の上限

長寿命型

ゼロエネ住宅型

高度省エネ型

- ◆ 施工事業者1社が受けられる補助金の上限は次表のとおり。※詳しくは、マニュアル第1章2.5.1参照
地域材加算、三世帯同居加算、若者・子育て世帯加算は**次表**とは別に配分額の範囲内で加算可能。

補助金活用実績	長寿命型※1		ゼロ・エネルギー住宅型		高度省エネ型※2
	3戸以下	4戸以上	3戸以下	4戸以上	未経験・経験区分なし
上限額	770万円 【7戸相当】	700万円 【7戸相当】	560万円 【4戸相当】	500万円 【4戸相当】	280万円 【4戸相当】

※1 省エネ強化加算を活用する場合は、これとは別に上限額が引き上げられます。

※2 認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅の合計。

中規模工務店は型ごとに1件のみの申請可能

- ◆ 未経験工務店(補助金活用実績が3戸以下の施工事業者)がI期中に一定以上補助金を活用したグループ(表1参照)は、II期より施工事業者1社が受けられる補助金額の上限を表2に緩和

表1

グループ内の施工事業者数	5～10	11～25	26～50	51～100	101～
未経験工務店による活用戶数	2戸	4戸	6戸	8戸	10戸

II期中も未経験工務店の活用実績を踏まえ、緩和するグループを追加

表2

補助金活用実績	長寿命型		ゼロ・エネルギー住宅型		高度省エネ型
	3戸以下	4戸以上	3戸以下	4戸以上	未経験・経験区分なし
上限額	1540万円 【14戸相当】	1400万円 【14戸相当】	1120万円 【8戸相当】	1000万円 【8戸相当】	560万円 【8戸相当】

◆ 次の全ての要件を満たす木造建築物 ※詳しくは、マニュアル第1章2.2.3参照

1. 主要構造部が木造であること
2. グループの共通ルール等に則し、グループ構成員の中小住宅生産者により供給される新築であること
3. 次の何れかの認定または評価等を受けること
 - ① 低炭素建築物の認定
 - ② 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の評価
→ ☆☆☆以上（BEIの値0.8以下）
 - ③ 建築環境総合性能評価システム（CASBEE）の認証
→ 建築物の環境効率（BEEランク）1.0（B+）以上

施設の開設に際して許認可が必要な建築物（学校等）は、完了実績報告までに許認可の取得が必要です。
許認可の取得が確認できない場合は、補助金はお支払いできません。

4. 床面積が55㎡以上であること
5. 採択通知の日付以降に着工すること
6. 主要構造部に用いる木材はグループが定める地域材を使用すること

採択通知の日付より前に着工していないことを確認します。
次の書類から一つを交付申請時に提出していただきます。
・ 採択日以降に採択番号を写し込んで撮影した敷地写真
・ 採択日以降に交付された確認済証の写し
・ 採択日以降に認定申請した認定書等の写し
(認定低炭素建築物の場合)

※詳しくは、マニュアル第1章2.3.2参照

◆ 優良建築物型の1棟当たりの補助額

補助対象経費×1/10以内、かつ床面積×1万円/㎡を上限

※ 下限は50万円とし、1万円未満は切り捨てて**1万円単位**で補助額を設定。

※詳しくは、マニュアル第1章2.5.2参照

◆ 施工事業者1社が受けられる補助金の上限

1,000万円（1,000㎡分）とします。

事業概要～補助対象となる経費・補助額の算定

長寿命型

ゼロエネルギー住宅型

高度省エネ型

優良建築物型

補助対象となる経費

※詳しくは、マニュアル第1章2.6参照

- ◆ 補助金交付の対象となる経費は、当該木造住宅・木造建築物の建設に要する費用で、建物本体、屋内の工事に要するものや現場管理に必要な費用(ゼロ・エネルギー住宅の改修を除く)
- ◆ ゼロ・エネルギー住宅の改修は、掛かり増し費用相当額。 ※新築(請負)も可
- ◆ 解体工事費、地盤改良工事費、住宅以外の用途部分の工事費、屋外の給排水等の設備工事費、設計・工事監理費等は、対象となる経費に含めることはできません。
 - これらの費用は、工事費の内訳(見積)から抜き出し、様式に記載していただきます。
 - 国庫を含まない他の補助事業の補助額も除き補助額を算定します。
- ◆ 「補助対象経費 = 契約額(税抜き) - (補助対象外経費 + 国庫を含まない補助金の額)」

補助額の算定

※詳しくは、マニュアル第1章2.3参照

- ◆ 長寿命型、高度省エネ型、ゼロ・エネルギー住宅型(新築)、優良建築物型
…「補助対象経費の1/10以内」と「補助額の上限」の低い額
- ◆ ゼロ・エネルギー住宅型(改修)
…「掛増し費用の1/2以内」

掛かり増しの考え方

住宅の仕様	補助対象となる経費	掛かり増し費用
通常の仕様の住宅	2,400万円	ゼロ・エネルギー住宅の掛かり増し費用 $2,700 - 2,400 = 300$ 万円
ゼロ・エネルギー住宅	2,700万円	

※上記はゼロ・エネルギー住宅(掛かり増しによる算定)の場合。工事費は一例です。

- ①補助上限額→125万円
- ②掛かり増し費用で補助額算定
(300万円×1/2 = 150万円)
- ③①の額と②の額を比較し、低い額が補助額の上限
(①125万円 < ②150万円)
→125万円が補助額の上限

補助対象となる建築工事費

※詳しくは、マニュアル第1章2.6.1表5参照

- ◆ 長寿命型、ゼロ・エネルギー住宅型(新築)、高度省エネ型、優良建築物型

科目	説明	
建築工事費 (補助対象工事費)	主体工事費	建築主体の工事に要する費用。
	屋内電気設備工事費	屋内の電気その他の配線工事及び器具（配電盤を含む。）の取付けに要する費用（玄関ポーチ灯工事は含む）。
	屋内ガス設備工事費	屋内のガス設備の設置工事に要する費用（屋外壁面に設置する給湯機を含む）。
	屋内給排水設備工事費	屋内の給水配管工事、排水配管工事（建築物外の第1ためます及びそれに至る部分の工事を含む。）及び衛生器具の取付けに要する費用。

備考 ※ 通常、建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは補助対象となります。
 ※ 現場管理に必要な費用で、事務・通信・運搬・監督の人件費については、上記工事費の中に含めることができます。

- ◆ ゼロ・エネルギー住宅型(改修)

掛かり増し費用相当額とし、①の合計額とします。

- ①住宅の省エネ化に係る建築構造、建築設備等の整備に要する費用

▲ゼロ・エネルギー住宅型「改修」の補助金申請を行う場合は、新築での申請とは異なる書類の提出が必要となるため、交付申請後に別途支援室よりご連絡いたします。

事業概要～補助対象とならない経費

長寿命型

ゼロエネルギー住宅型

高度省エネ型

優良建築物型

補助対象外費用

※詳しくは、マニュアル第1章2.6.1表5-2参照

◆ 長寿命型、ゼロ・エネルギー住宅型(新築)、高度省エネ型、優良建築物型

対象外費用		項目
1.用地費・土工事費等		用地費、造成工事、擁壁工事、盛土工事等
2.工事費※1	本体関係	地盤改良工事
		解体工事
		インナーガレージ、店舗併用住宅における店舗部分等の工事費（木造住宅の場合）・住宅部分の工事費（木造建築物の場合）
		※工事床面積に応じて、対象外部分工事費を面積按分で見積もることも可とします
		太陽光発電設備（付属するモニターを含む）
	屋外関係	昇降機
		煙突※2、アンテナ、屋上緑化等
		屋外附帯設備、浄化槽、受水槽等
		屋外給排水工事、屋外ガス設備工事
		幹線引込み工事
3.購入品	外構工事（屋外緑化工事含む）、ウッドデッキ等	
4.設計・監理・申請関係費	分離して購入できるもの（カーテン、ブラインド、日射調整フィルム、遮熱塗料※3・遮熱シート、ペレットストーブ※4、エアコン※5、後付けの家具等）	
	設計料	
	工事監理費	
	上下水道申請費、電力会社申請費、行政申請費、各種審査費、BELS申請費、保険保証関係費、地耐力調査費等	

※1から※5は、マニュアル第1章2.6.1表5-2の注記を参照してください。

◆ 次の全ての要件を満たす木造住宅 ※詳しくは、マニュアル第1章2.2.2参照

1. 主要構造部が木造であること
2. グループの共通ルール等に則し、グループ構成員の中小住宅生産者により供給される**戸建住宅**の改修であること
3. 次の全てを満たすこと
 - ① 省エネ改修後の住宅が、建築物エネルギー消費性能基準に相当する性能（BEI 1.1（平成28年4月1日以降に建てられた戸建て住宅は1.0）相当）を有していること
 - ▶ 改修することにより BEI の値が1.1以下（同1.0以下）となる住宅が対象となります。
 - ▶ 改修前の住宅においても一次エネルギー消費量計算を行っていただき、BEI の値が1.1（同1.0）を上回っていることの確認が必要となります。
 - ▶ 改修前後の一次エネルギー消費量計算の内容や計画の内容等が適切であることを建築士により交付申請時や完了実績報告時に証明していただきます。
 - ▶ 既存住宅の外皮の性能は、新築時の図面等や、現地確認で把握した諸条件により計算、把握できなかった箇所については、無断熱として計算してください。
 - ② グループ内で、省エネ改修の施工方法等に関する共通ルールを設定すること
4. 対象住宅に係る事業者のうち設計者、施工管理者、大工技能者の何れか1人が、住宅省エネルギー技術講習会の修了者、または本事業で定める令和3年度に実施する講習会等の受講者であること
5. 採択通知の日付以降に改修工事を開始すること

採択通知の日付より前に改修工事が開始されていないことを確認します。**採択日以降に採択番号を写し込んで撮影した外観写真**を交付申請時に提出していただきます。

◆ **1戸当たりの補助額** ※詳しくは、マニュアル第1章2.3.1参照

50万円の定額とします。

◆ **施工事業者1社が受けられる補助金の上限**

250万円とします。 ※詳しくは、マニュアル第1章2.5.1参照

◆ **省エネ改修型の経費** ※詳しくは、マニュアル第1章2.6.3参照

- 省エネ性能の向上に要する費用が補助対象
- 補助対象となる**省エネ改修工事の組み合わせ(パターン工事)の何れかを実施**することが前提
→「外皮：窓」＋「外皮：断熱材」＋「設備」の改修工事を実施
- パターン工事によらず**補助対象工事費を積算して申請**することも可能
 - ① 計上できる補助対象工事は、**一次エネルギー消費量計算等の条件に沿って実施する改修工事**のうち「対象工事パターン」で示す外皮（窓・断熱材）及び設備の改修箇所（設備は分類A及びBに限る）の改修工事が対象
 - ② ①の改修工事の工事費の合計が150万円以上となること

交付決定後は、「パターン工事」から「積み上げ」への変更、「積み上げ」から「パターン工事」への変更はできません。

・ **パターン工事のイメージ**

※イメージであり、住宅の形状によって異なる場合があります

パターン	窓：主居室	窓：その他居室	床	外壁	屋根	設備
パターン①	LDKの全ての窓交換	1階和室の全ての窓交換	1階床全ての断熱材交換	1階外壁の断熱材交換	2階天井全ての断熱材設置	給湯器交換（潜熱回収型ガス給湯器の設置）
パターン④	LDKの全ての窓交換	1、2階全ての居室窓交換	1階居室床の断熱材交換	1階外壁の断熱材交換	2階居室天井の断熱材設置	給湯器交換（電気ヒートポンプ給湯器）、LED照明器具に交換、高断熱浴槽＋節湯水栓に交換
パターン⑨	—	2階主寝室の全ての窓交換	—	2階外壁の断熱材交換	2階天井全ての断熱材設置	給湯器交換（電気ヒートポンプ給湯器）、換気設備（全熱交換）設置、高断熱浴槽＋節湯水栓、LED照明器具に交換

対象工事パターン表

※詳しくは、マニュアル第1章2.6.3表6

改修区分	外皮◆					設備◆			
	窓		断熱材			A	B	C	D
パターン番号	主居室	その他居室	床	外壁	屋根又は天井	1)電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート) 2)ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機) 3)ソーラーシステム(太陽熱利用システム)	1)潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) 2)潜熱回収型石油給湯機(エコフィール) 3)換気設備(全熱交換) 4)高断熱浴槽+節湯水栓	LED照明	高効率暖冷房エアコン
						3)強制循環式に限る	4)台所・浴室・洗面所の全てについて、節湯水栓を設置すること		
①	全ての窓	1室全窓	全面	1/2以上	全面	いずれか1つ			
②	全ての窓	全ての窓	1/2以上	1/2以上	全面	いずれか2つ			
③	全ての窓	1室全窓	全面	1/4以上	全面	いずれか3つ ※A分類・C分類のうち、いずれか一つ以上を含むこと			
④	全ての窓	全ての窓	1/2以上	1/2以上	1/2以上	いずれか3つ ※A分類・C分類のうち、いずれか二つ以上を含むこと			
⑤	全ての窓	1室全窓	1/2以上	1/4以上	全面	いずれか3つ ※A分類について、同時に2種類以上を採用する場合は対象外とする			
⑥	全ての窓	1室全窓	全面	1/2以上	—	いずれか4つ ※A分類・C分類のうち、いずれか二つ以上を含むこと			
⑦	全ての窓	—	1/2以上	—	全面	いずれか4つ ※A分類について、同時に2種類以上を採用する場合は対象外とする			
⑧	全ての窓	1室全窓	1/2以上	1/4以上	1/2以上	いずれか4つ ※A分類・C分類のうち、いずれか二つ以上を含むこと			
⑨	—	1室全窓	—	1/4以上	全面	※A分類について、同時に2種類以上を採用する場合は対象外とする ※B分類のうち潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)又は潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)、C分類、D分類を同時に採用する場合は対象外とする			
⑩	全ての窓	1室全窓	全面	1/4以上	—	いずれか5つ ※A分類・C分類のうち、いずれか二つ以上を含むこと ※A分類について、同時に2種類以上を採用する場合は対象外とする			

◆適用する基準や性能は、マニュアル第1章2.6.3表6の注記を参照してください。

事業概要～留意点

- ◆ 省エネ改修型は戸建住宅のみです。店舗等の併用住宅は対象になりません。
- ◆ 外皮（窓、断熱材）は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年1月29日国土交通省告示第266号）」で定める部位別の仕様基準を満たしていただきます。
- ◆ 実施する範囲は、選択したパターン工事で示す範囲とし、窓であればLDKのみや全ての居室等が対象となる場合や、断熱材であれば部位全体や1/2以上の範囲等が対象となる場合など、各種組み合わせがありますので、予定している改修工事に見合うパターン工事を選択してください。
- ◆ 設備は、設備ごとに定める性能値を満たしていただきます。（マニュアル1章2.6.3表6注記参照）
- ◆ **選択したパターン工事は全て実施**していただきます。一部だけ実施しない場合は補助対象となりません。
- ◆ 次の何れかに該当する場合は、パターン工事では実施できません。補助対象工事費を積算してください。
 - 改修と同時に減築を伴う住宅
 - 平屋建ての住宅
 - 床面積が100㎡未満の住宅
 - 混構造の住宅
 - 平成28年4月1日以降に建築された住宅
- ◆ 補助対象工事費を積算して申請する場合、「窓」または「断熱材」何れかの改修工事は必須とします。
- ◆ 補助対象工事費を積算して申請する場合は、工事請負契約の明細が必要です。経費を計上する場合は、明細書の該当ページも併せて申請ツールに入力してください。
- ◆ 行政庁からは是正指示や是正命令を受けている場合は、是正されるまで交付申請を行うことができません。なお、対象住宅や今回の改修工事において建築基準関係規定に係る違反が判明した時は、当該補助金に係る交付決定の取消し、または、補助事業者を支払い済の補助金を返還していただく場合があります。

パターン表の考え方に関する問合せ先は 地域型住宅グリーン化事業評価事務局（ゼロエネ審査室）
※メールでお問い合わせください。 zero@kkj.or.jp

事業概要～他の補助事業との併用

- ◆ 国が実施する他の補助事業（国費が含まれる事業を含む）と併用することは原則できません。地方公共団体が実施する補助事業についても国費が含まれている場合がありますのでご注意ください。
- ◆ 次の事業とは**一切の併用はできません。**
 - ＜新築＞
 - ① Z E H支援事業
 - ② Z E H + 実証事業
 - ③ **グリーン住宅ポイント制度**
 - ④ 住宅・建築物の建設に関する都道府県等からの補助（国庫補助が含まれているもの）のうち補助対象が本事業と重複するもの
 - ⑤ **同一の住宅**を本事業の複数の事業の種類に申請すること
 - ＜改修＞
 - ① 長期優良住宅化リフォーム推進事業
 - ② 住宅の改修に関する都道府県等からの補助（国庫補助が含まれているもの）のうち補助対象が本事業と重複するもの
- ◆ **本事業の改修とグリーン住宅ポイント制度**とは、本事業で対象とする改修工事の請負契約と、グリーン住宅ポイント制度で対象とする改修工事の請負契約が別であれば併用可能です。
- ◆ 補助対象が明確に切り分けられる場合は、他の補助事業の対象となる部分を本事業の補助対象の経費から除くものについて本事業の補助対象となる場合があります。
- ◆ **国費が含まれていない補助事業との併用**は一切の制限はありません。
- ◆ 「すまい給付金」「住まいの復興給付金」「被災者生活再建支援制度による支援金（加算支援金含む）」との併用は可能です。

併用とは

「工事請負契約が同一の工事」又は「工事請負契約が別でも工事期間が重複する工事」について、複数の補助制度を適用すること

※詳しくは、マニュアル第1章2.7参照

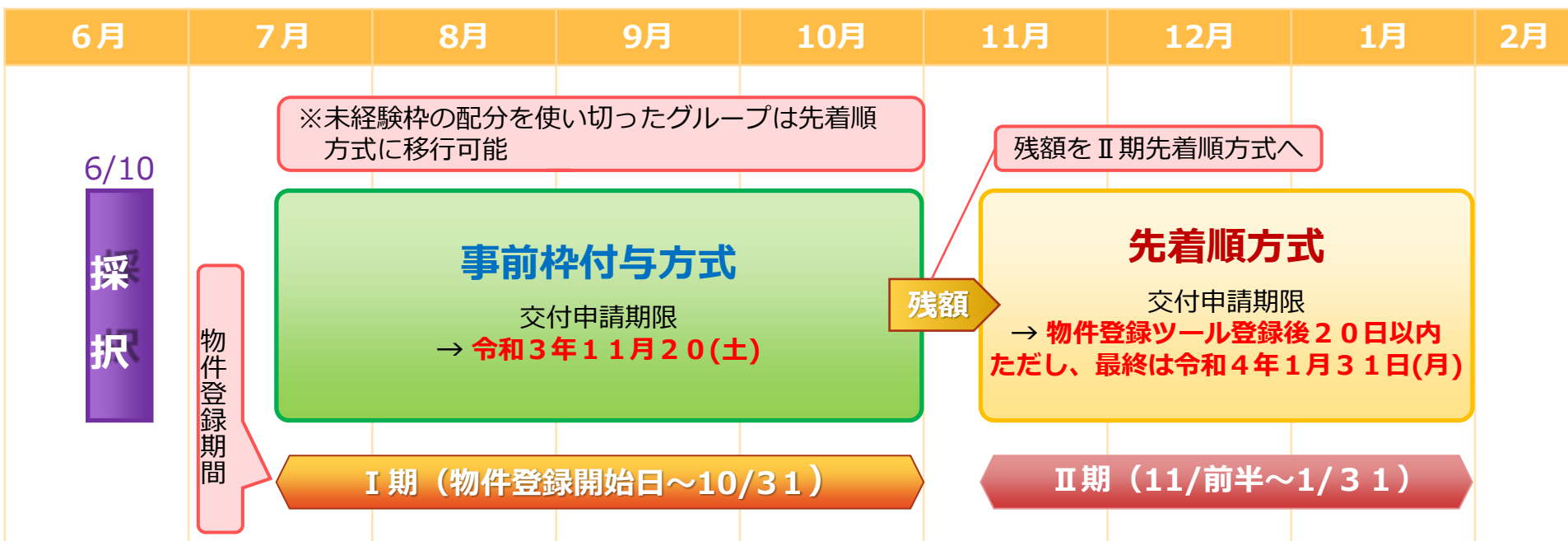
事業概要～配分方式①

共通事項

- ◆ 本事業の配分方式として「事前枠付与方式」と「先着順方式」の2種類あり。
 - ① 「事前枠付与方式」採択の際にグループに対して割り当てられた配分額に基づく予算の活用方式
 - ② 「先着順方式」区分ごとの実施枠に基づく予算の活用方式
- ◆ 配分方式に基づき、住宅・建築物情報の「物件登録ツール」への登録期間がⅠ期とⅡ期に分かれている。
- ◆ Ⅰ期に配分された**長寿命型又はゼロ・エネルギー住宅型**の未経験枠をⅠ期中に全て使い切ったグループは、全て使い切った型の未経験枠についてのみ、Ⅰ期中に先着順方式での申請が可能。更に、未経験枠に加えて、同型の制限なし枠もⅠ期中に全て使い切った場合には、制限なし枠もⅠ期中に先着順方式での申請が可能。

先着順方式は、活用可能な予算に上限があります。

※詳しくは、マニュアル第1章2.4参照



I期の事前枠付与方式について ※詳しくは、マニュアル第1章2.4.1参照

◆ 配分額内で申請ツールに住宅・建築物の情報を登録し、交付申請してください。

➤ 採択時のグループに対する配分額は、次の11区分

①長寿命型（未経験枠）

②長寿命型（制限なし枠）

③ゼロ・エネルギー住宅型（未経験枠）

④ゼロ・エネルギー住宅型（制限なし枠）

⑤高度省エネ型

⑥省エネ強化加算

⑦地域材加算

⑧三世帯同居加算

⑨若者・子育て世帯加算

⑩省エネ改修型

⑪優良建築物型

未経験工務店が制限なし枠で申請した場合、補助額の上限は制限なし枠の上限となります。

※1 ⑥は、①、②で申請する補助額に、配分された加算の枠内で加算して活用できます。

※2 ⑦、⑧、⑨は、①から⑤で申請する補助額に、配分された加算の枠内で加算して活用できます。

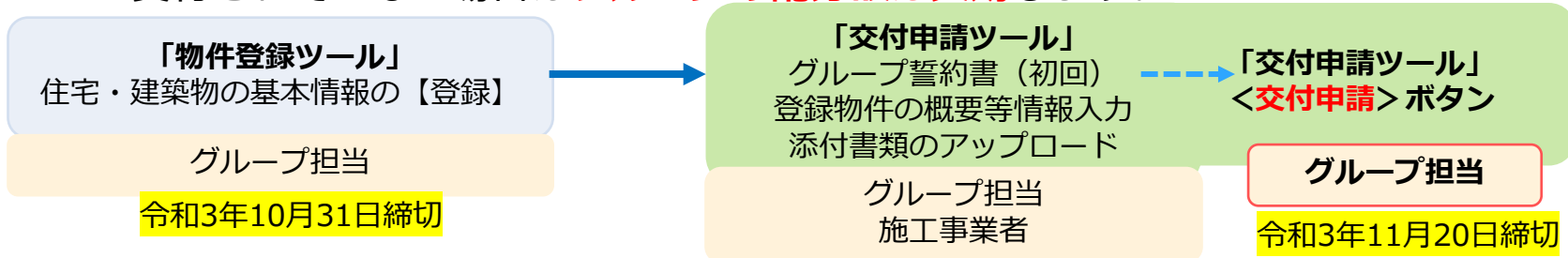
（地域材加算、三世帯同居加算、若者・子育て世帯加算は併用は不可。）

➤ 「物件登録ツール」の登録は令和3年10月31日(日)まで。

➤ 「交付申請ツール」の【交付申請】ボタン押下期限は令和3年11月20日(土)です。

※登録後は「交付申請ツール」から全ての住宅情報入力、添付書類のアップロードを行い【交付申請】ボタンの【押下】により受付完了となります。

受付されていない場合はグループの配分額は失効します。



「交付申請ツール」でグループ誓約書が未承認の状態ではシステムの使用が出来ません。

ツール登録し、申請せずに失効した件数が一定数（原則3件）に達したグループのツール登録を凍結する場合があります。

入力漏れ、添付書類の不足は申請できません。（ボタン押下不可。）

Ⅱ期の先着順方式について ※詳しくは、マニュアル第1章2.4.2参照

◆ I期で失効した配分額を原資に、Ⅱ期の実施枠内でツール登録し、交付申請してください。

➢ 実施枠は次の7区分

未経験工務店が制限なし枠で申請した場合、補助額の上限は制限なし枠の上限となります。

①長寿命型（未経験枠）

②長寿命型（制限なし枠）

③ゼロ・エネルギー住宅型（未経験枠）

④ゼロ・エネルギー住宅型（制限なし枠）

⑤高度省エネ型

⑥省エネ改修型

⑦優良建築物型

➢ 省エネ強化加算は、①、②の予算の範囲内で活用できます。

➢ 地域材加算、三世代同居加算、若者・子育て世帯加算は別枠を設けず、①～⑤の実施枠の予算内で活用可能

➢ 地域材加算は **1 施工事業者当たり3つの型ごとに1戸まで**加算可能
(I期先着順方式で申請した地域材加算の活用実績はⅡ期に引き継がれます。)

➢ 「物件登録ツール」の登録は令和4年1月31日(月)まで。

➢ 「交付申請ツール」による【交付申請】ボタン押下げ期限は登録後20日間です。
ただし、最終は令和4年1月31日(月)。

◆ 次の場合、**ツール登録は自動的に失効**となります。

➢ 「物件登録ツール」に登録後、**20日以内**(最終は令和4年1月31日)に「交付申請ツール」の[交付申請ボタン]の[押下]がなされなかった場合。

「物件登録ツール」登録後、「交付申請ツール」から【交付申請】せずに失効した件数が一定数(原則3件)に達したグループの**ツール登録を凍結**する場合があります。

Ⅱ期においては、予算の執行状況等を踏まえて補助上限額等を変更する可能性があります。

未経験枠の先着順方式の通年運用について

※詳しくは、マニュアル第1章2.4.3参照

- ◆ I 期に配分された**長寿命型又はゼロ・エネルギー住宅型**の**未経験枠**を I 期中に**全て使い切った**グループは、**全て使い切った型の未経験枠のみ** I 期中に先着順方式へ移行可能。
- ◆ 更に、未経験枠に加えて、同型の制限なし枠も I 期中に全て使い切った場合には、制限なし枠も I 期中に先着順方式へ移行可能。
- ◆ 先着順方式に移行した各グループの交付申請可能額は、各グループの配分額に応じて上限あり。

	長寿命型	ゼロ・エネルギー住宅型
未経験枠	I 期の未経験枠への配分額 + 最大限活用可能※な加算額 × 配分額相当の戸数	I 期の未経験枠への配分額 + 最大限活用可能※な加算額 × 配分額相当の戸数
制限なし枠	上記（未経験枠）への追加額の半額（但し、10万円に満たない額は切りすて）	上記（未経験枠）への追加額の半額（但し、10万円に満たない額は切りすて）

- ・ I 期中の先着順方式は、予め確保した予算がなくなり次第、終了します。
- ・ 「地域材加算」「三世帯同居加算」「若者・子育て世帯加算」「省エネ強化加算」は I 期中の先着順方式の予算の範囲内で活用可能です。
- ・ 地域材加算は 1 施工事業者当たり型ごとに 1 戸まで加算可能です。
（I 期 先着順方式で申請した地域材加算の活用実績は II 期に引き継がれます。）

※「最大限活用可能な加算額」とは…

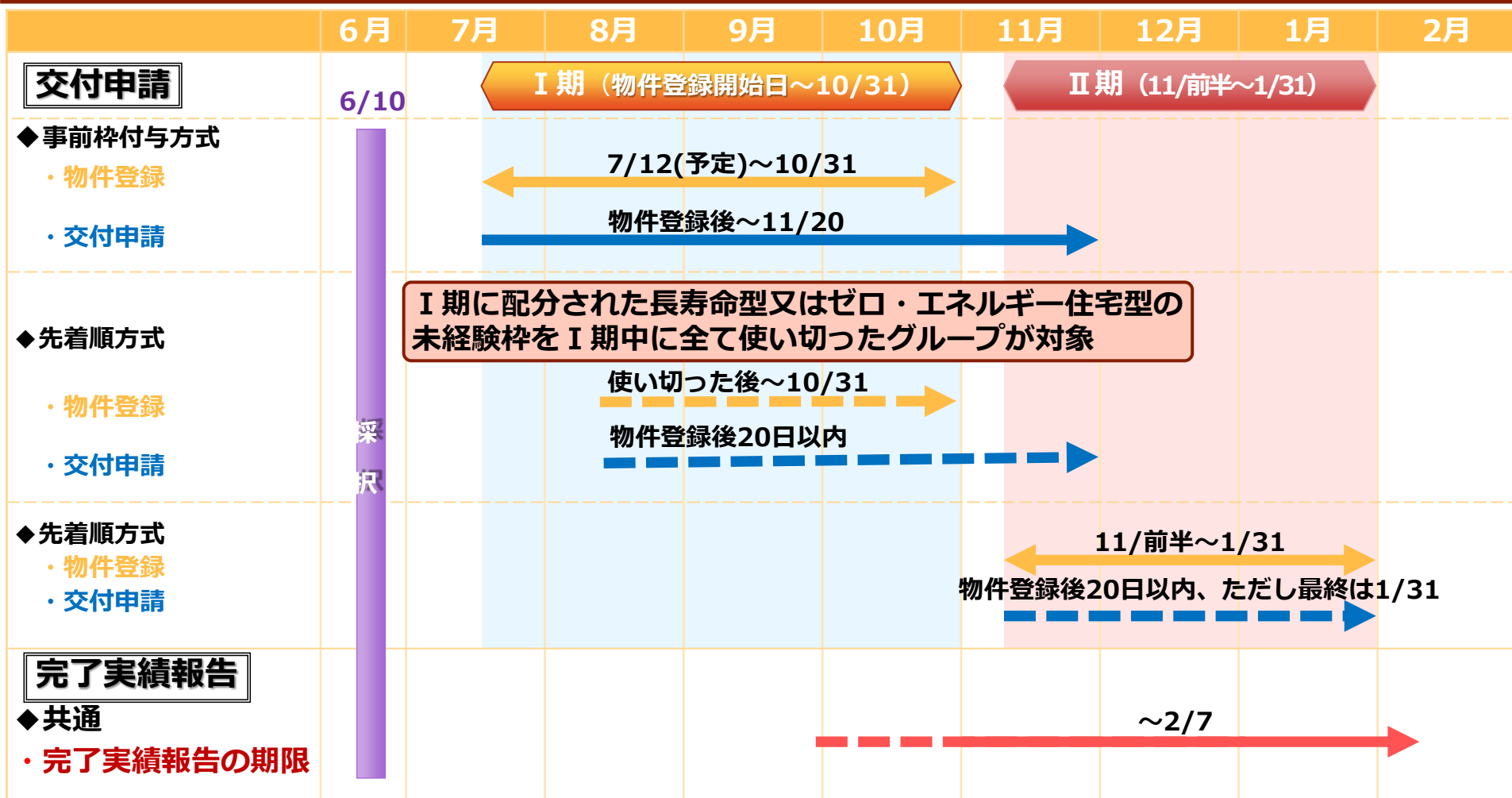
- ・ 長寿命型にあつては「省エネ強化加算」+「地域材加算、三世帯同居加算、若者・子育て世帯加算のいずれか」**（60万円）**
- ・ ゼロ・エネルギー住宅型にあつては、「地域材加算、三世帯同居加算、若者・子育て世帯加算のいずれか」**（30万円）**

(注意)“使い切った”とは

配分額（相当戸数分）の全てが、「交付申請ツール」受付となった時点。実施枠毎に判断します。

事業概要～申請等のスケジュール

共通事項



交付申請、完了実績報告は、それぞれの期間内で随時可能です。

交付申請について

※契約締結後（売買は事業内容決定後）原則1ヶ月以内に申請

※**事業完了後の交付申請は不可**

完了実績報告について

※事業完了後、原則1ヶ月以内に提出

※やむを得ない事情により提出期限までに提出できない場合、必要な時期に手続きをご案内予定。

※詳しくは、マニュアル第1章2.4.1、3.4参照

補助事業者

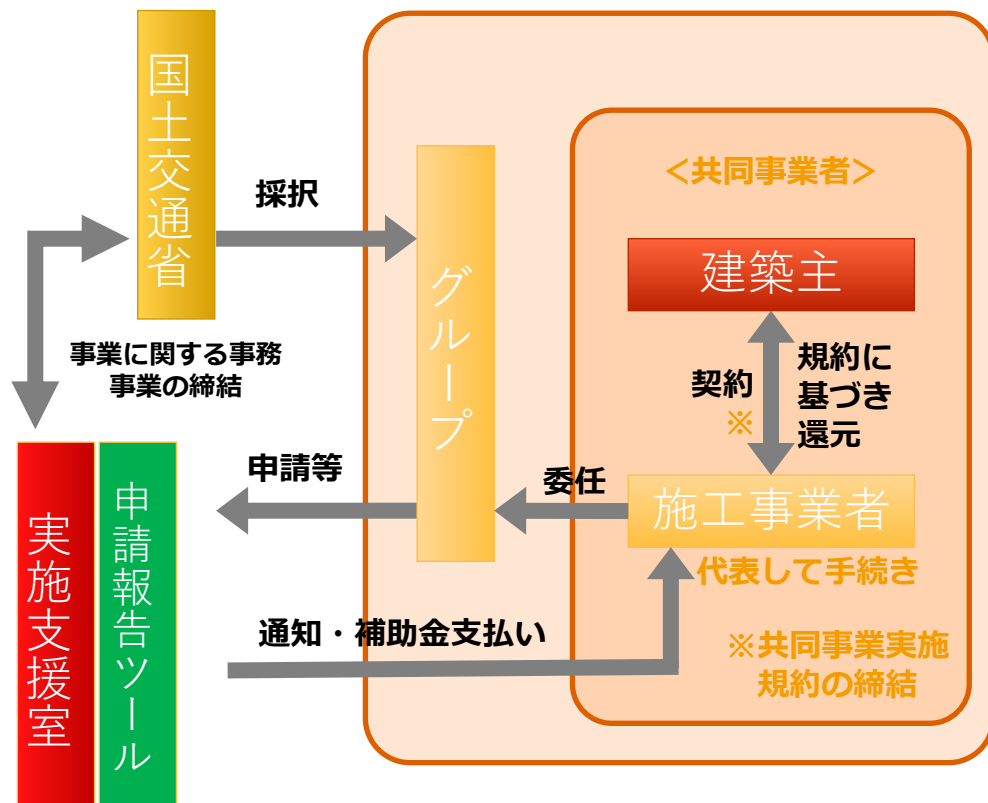
※詳しくは、マニュアル第1章2.1参照

- ◆ 補助事業者とは、交付申請の手続きを行い、補助金の交付を受けようとする者。
- ◆ 補助事業者には、次に該当する木造住宅・木造建築物を施工するグループ構成員である施工事業者がなり得ます。
 - 請負契約による住宅・建築物である場合は、建築主と工事請負契約を締結
 - 売買契約による住宅である場合は、当該住宅の売主で、買主と売買契約を締結

※詳しくは、マニュアル第1章3.1.1参照

実施体制

- ◆ 施工事業者と建築主、または買主との間で、共同事業実施規約を締結
- ◆ 施工事業者及び建築主、または買主とは共同事業者となり、施工事業者が代表して申請等を行う
- ◆ グループが補助事業者の申請代理人として委任を受けて申請手続きを行う。
 - 申請等に際し、グループとして、本事業の要件やグループで定めた共通ルール等に適合していること確認



事業概要～共同事業実施規約・補助金の還元

共通事項

※詳しくは
マニュアル
第1章
3.1.3参照

- ◆ 共同事業実施規約は、本事業を実施するにあたり、必要な事項を確認する書類です。
 - 事業で理解していただかなくてはならない主な事項、本事業の申請制限等への該当の有無
本事業の実施体制、建築主（売買契約による住宅は買主）への補助金の還元方法及び額 等
- ◆ 請負契約による住宅は交付申請時に、売買契約による住宅は完了実績報告時に提出します。
- ◆ 本事業では、**補助金を建築主（買主）に還元**していただく必要があります。この方法は、完了実績報告に基づく「額の確定通知」後に**施工事業者が受領する補助金の全額を建築主（買主）に支払うことにより還元**していただきます。考え方は次の通りです。
 - ① “本事業の要件を満たすために性能を向上する”等の費用も含めた工事費の全額を契約額とする。
 - ② 建築主（買主）は、契約額の全額の支払いをする。
 - ③ 完了実績報告後に**施工事業者が実施支援室から受領した補助金の全額を建築主（買主）に現金（振込可）で支払う。**

<重要>

- ・ 補助金額分を予め工事費から差し引いた額を契約額としてはいけません。
- ・ 工事費の支払いの際に、補助金額分の支払いを猶予し、施工事業者が受領した補助金を充当してはいけません。
- ・ 補助金の全額を建築主（買主）に渡してください。
- ・ 補助金を渡す際に、追加工事や諸経費等の支払いと相殺せず、補助金額と切り分けてください。

契約書の建築主と共同事業実施規約の建築主は一致させてください。

共同事業実施規約の印は次のとおり

- ・ 建築主【甲】は、工事請負契約書と同じ印または実印。
- ・ 施工事業者【乙】は、アップロードする交付申請書と同じ印

還元の方法	補助金受領後に建築主（買主）へ補助金全額を支払い
工事請負契約	<p>工事請負契約額 2,000万円</p> <p>性能を向上する費用を含めて契約</p> <p>性能を向上する費用</p>
工事費の支払い	<p>工事請負契約額 2,000万円</p> <p>工事代金を全額支払い</p>
補助金の流れ	<p>実施支援室 → 補助金 (100万円) 振込 → 補助事業者 → 補助金 (100万円) 支払い → 建築主</p> <p>※補助金が100万円の場合</p>

◆ 次の「**着手**」「**着工・改修工事の開始**」「**事業完了**」の全てを満たす必要があります。

① 着手…令和3年度内に着手すること

➤ 請負契約による住宅・建築物は、**年度内に工事請負契約を締結**すること

令和3年4月1日～交付申請日までに契約の締結したものが対象

➤ 売買契約による住宅は、**年度内に着工**すること

採択通知の日付から令和4年3月31日までに着工したものが対象

※ 完了実績報告提出期限に事業完了し完了実績報告書が提出できるよう着工してください。

交付申請時に、採択通知の日付より前に着工（改修は改修工事に開始）していないことを確認します。

売買住宅は、年度内に着工したことを完了実績報告時に確認します。

② 着工・改修工事の開始…採択通知の日付以降に**新築は着工、改修は改修工事の開始**をすること

➤ **着工**とは、根切工事または基礎杭打ち工事に着手した時点

※ 採択日前に建築確認、長期の認定を取得している場合は着工前の写真で未着工を確認します。

➤ **改修工事の開始**とは、既存住宅の何れかの解体や撤去を始めることを含みます。

※ 柱状改良や鋼管による地盤改良の場合は、これらの工事に着手した日を本事業の着工日とします。

※ 計画変更で追加する施工事業者については、当該施工事業者を追加する計画変更受付期間最終日の翌日以降に着工（改修工事の開始）が可能です。

<重要> 着工の際は、長期優良住宅や認定低炭素住宅等の認定申請日以降等、対象住宅・建築物に係る関係法令も順守すること。

③ 事業完了…完了実績報告の期限までに**事業完了**し、完了実績報告書を提出すること。

➤ 事業完了とは、工事が完成し、契約額全額が清算された時点。

※ 売買契約による住宅は、工事が完成し、買主との売買契約の締結、その費用全額が精算された時点。

◆ 採択通知のイメージ

敷地写真等の看板に記載する採択通知の番号「**国住木21**」以降の枝番は記載不要です。

グループへの配分額

附帯条件
これを守らないと交付決定が取り消されます。
補助金は支払われません。

(別紙2)
長寿命型、高度省エネ型（認定低炭素住宅及び性能向上計画認定住宅）、
省エネ改修型及び優良建築物型の附帯条件及び留意事項

〇〇〇協議会
〇〇〇〇様

国住木第**21**-〇〇〇号
令和3年6月10日

国土交通省

令和3年度地域型住宅グリーン化事業
に関するグループの採択の結果について(通知)

令和3年度地域型住宅グリーン化事業のグループ募集において、……別紙のとおり採択することが決定しましたので、通知します。

……

……

……

本事業で着工が可能となる日
(関係法令の着工制限も遵守すること)

(担当)
国土交通省住宅局住宅生産課
〇〇〇〇

(別紙1)

1.グループの名称
〇〇〇協議会

2.グループへの配分額
(1)長寿命型
……
(2)ゼロ・エネルギー住宅型
……
:
(6)優良建築物型
……

3.グループ番号
09-9999-1234

4.附帯条件及び留意事項
……別紙2に記載
……別紙3に記載

5.交付申請書等の入手先・提出先・問合せ先

1. 附帯条件
① ……………
② ……………
:
④ ……………

2. 留意事項
① ……………
② ……………
③ ……………
④ ……………

留意事項
必ず確認してください。

グループ番号 →10桁のうち
下4桁を交付申請書等に記載します。
この場合「**1234**」を記載します。

事業の区分	実施する枠	配分額	補助額/1戸
長寿命型	補助金の活用実績が3戸以下の施工事業者による実施枠	〇〇〇万円	50万円以上 110万円以下
	施工事業者に制限を設けない実施枠	〇〇〇万円	50万円以上 100万円以下
ゼロ・エネルギー住宅型	補助金の活用実績が3戸以下の施工事業者による実施枠	〇〇〇万円	50万円以上 140万円以下
	施工事業者に制限を設けない実施枠	〇〇〇万円	50万円以上 125万円以下
高度省エネ型	—	〇〇〇万円	50万円以上 70万円以下
省エネ改修型	—	〇〇〇万円	50万円 (定額)
優良建築物型	—	〇〇〇万円	1万円/m ²

加算措置	加算可能な事業区分	配分額	上限/1戸
省エネ強化加算	長寿命型	〇〇〇万円	30万円
地域材加算	長寿命型、ゼロ・エネルギー住宅型、高度省エネ型	〇〇〇万円	20万円
三世帯同居加算	長寿命型、ゼロ・エネルギー住宅型、高度省エネ型	〇〇〇万円	30万円
若者・子育て世帯加算	長寿命型、ゼロ・エネルギー住宅型、高度省エネ型	〇〇〇万円	30万円